

議案第26号 習志野市税条例等の一部を改正する条例の制定について

「地方税法」の改正及び「元号を定める政令」の制定に伴い、改正するものです。

1 個人市民税

ふるさと納税に係る寄附金税額控除の対象を、「特例控除対象寄附金」とします。

なお、「特例控除対象寄附金」とは、次の基準に適合するものとして総務大臣が指定する自治体に対する寄附金をいいます。

- (1) 寄附金の募集を適正に実施すること。
- (2) 自治体からの返礼品の返礼割合が3割以下であり、かつ、返礼品が地場産品であること。

2 元号の改正

元号を「令和」に改めます。

(施行期日)

1については、令和元年6月1日から施行します。

2については、公布の日から施行します。

議案第27号 専決処分した事件の承認を求めることについて
(習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について)

「地方税法等の一部を改正する法律」が平成31年3月29日に公布されました。

このことに伴い、習志野市税条例の一部を改正する必要が生じました。しかし、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

1 個人市民税

個人市民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について、次のように改正しました。

- (1) 控除の実施期間を2年間延長しました。

改正前	改正後
平成43(2031)年度まで	令和15(2033)年度まで

- (2) 適用の要件を緩和するため、「納税通知書が送達される時までに提出された申告書に、住宅ローン控除に関する事項の記載があること」等を不要とすることとしました。

2 **固定資産税**

固定資産税課税標準の特例措置である「わがまち特例」の対象資産の取得期間を2年間延長しました。

対象資産	特例率	対象資産の取得期間	
		改正前	改正後
新築の サービス付き 高齢者向け 賃貸住宅	3分の2	<u>平成31(2019)年3月31日まで</u>	<u>令和3(2021)年3月31日まで</u>
企業主導型 保育事業に 係る施設※	3分の1	<u>平成31(2019)年3月31日まで</u>	<u>令和3(2021)年3月31日まで</u>

※ 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主が設置する施設

3 **その他**

地方税法等の規定に合わせた文言整理を行いました。

(専決処分日)

平成31年3月29日

(施行期日)

平成31年4月1日